

## 小田原市エリアエネルギーマネジメント事業取扱要領

令和 6 年 9 月 3 0 日    第 751 号    制定

令和 6 年 1 0 月 2 1 日    第 751-(1)号    改正

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱（令和 5 年要綱第 96 号）別表及び小田原市重点対策加速化事業費補助金交付要綱（令和 4 年要綱第 128 号）別表に規定する「市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者」及び「別に市長が定める売電条件」は、本要領に定めるところによる。

(エリアエネルギーマネジメント事業者の指定)

**第 2 条** 市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者（以下「AEM事業者」という。）は、2030 年度（令和 12 年度）までの間、東京電力ホールディングス株式会社とする。

(AEM事業者への売電)

**第 3 条** 発電者による余剰電力の AEM事業者への売却は、小田原市地産地消再エネ事業者登録要綱（令和 6 年 9 月 3 0 日制定 小田原市要綱第 1 1 6 号）に基づいて登録された事業者（以下、「地産地消再エネ事業者」という。）に売電することを持って達成するものとする。但し、P V 又は P C S の容量の少ない方（以下、「発電出力」という。）が単独 250kW 以上であるときは、発電者が AEM事業者に直接売電することも可とする。

(発電者の責務)

**第 4 条** 発電者は次に定める責務を負う。

- (1) 発電出力が単独 50kW 以上の発電設備の場合、地産地消再エネ事業者又は AEM 事業者事前に相談の上、発電設備の発電量及び施設の電力使用量をそれぞれ 1 分（5 分でも可）間隔で計測する機器及び計測したデータをリアルタイムに外部へ送信する機器を設置し、売電先となる地産地消再エネ事業者又は AEM 事業者計測データをリアルタイムに送信すること。ただし、本要領制定日以前に設置済みの発電設備（発注済又は補助金交付申請済の発電設備を含む。）にあっては、この限りではない。
- (2) 公共施設に設置される発電設備においては、発電出力に関わらず、原則、前号と同様の扱いとする。

(3) 再エネ大量導入下において能動的に地産地消に取り組むことが電力系統に与える正の影響を東京電力パワーグリッド株式会社が評価するため、同社に対する発電データの提供に協力すること。

(4) 前条の規定により発電者がAEM事業者に直接売電する場合にあっては、発電者は次条に定める地産地消再エネ事業者の責務を負う。

(地産地消再エネ事業者の責務)

**第5条** 地産地消再エネ事業者は次に定める責務を負う。

(1) AEM事業者と、同事業者が決定する価格・期間の電力買取契約を締結すること。

(2) 発電所のバランシンググループの帰属については、AEM事業者の指示に従うこと。

(3) 発電出力が単独 50kW 以上の発電設備又は公共施設に設置される発電設備の場合、需給調整を目的に、AEM事業者が必要とする調整力（蓄電池等）が整った段階で、自らが運用するデータサーバをAEM事業者が構築するシステムとAPI連携させ、発電者が計測する1分又は5分間隔の発電設備の発電量データ及び施設の電力使用量データをAEM事業者リアルタイムに送信すること。

(6) 前号に定めるデータ送信を行うため、AEM事業者と秘密保持契約を締結すること。ただし、自らデータ送信できない場合、別途AEM事業者と協議すること。

(7) 業務用蓄電池を併設する場合、別途AEM事業者と協議すること。

(委任)

**第6条** この要領に定めるもののほか、AEM事業者への売電に関し必要な事項は、ゼロカーボン推進課長が定める。